

いくつかの観点についての趣旨説明

項目	説明
2 11	<p>児童生徒の行動範囲のリスクについて、発達段階等に応じて、児童生徒自身が調べ把握し保護者と話し合う活動を取り入れることが、児童生徒自身のリスク管理能力の育成のために大切です。そのレポートを提出または発表させることで、教職員が地域のリスクを理解することにもつながると思います。同様のことは、項目11における避難経路のリスク把握と対処についても言えます。</p>
6 30	<p>項目6と項目30の違いについて。 項目6は年度当初に教育計画等の読み合わせや打合せの中で、マニュアルの存在そのものの周知と、危機管理の方法等について具体的に理解し、教職員1人1人が自分自身がどのような役割を担い、どのように行動するのかを把握することを目的としています。 一方で、項目30は、想定リスクそのものを教職員全体で見直し、その上でマニュアルや安全確保の施設・設備の整備状況について改善を図るのが目的です。こうしたことは、随時行われる方が望ましいのですが、少なくとも年1回の見直し実施を担保するために、年間計画の中に位置づけられるべきかと思えます。 裁判に至った学校・幼稚園に、「マニュアルの周知」あるいは「マニュアルの活用と徹底」、または「リスク見直しとマニュアルの改訂」のいずれかに問題があったことを受けています。</p>
8 9 10	<p>震災時の学校・幼稚園関連事件の判決に共通していることの1つは、「災害発生時の情報収集の在り方の不備」を指摘していることです。具体的には、TV情報に固執していたために、停電によってTVが視聴できなくなった時点で情報収集努力を怠ってしまったこと。これには、避難住民への対応などに忙殺されたことも関係しています。 正確な情報を早い段階で入手することは、その後の避難行動に大きく影響します。したがって、情報収集及びその整理、広報の担当者を決め、その人には他の役割を与えないこと。それができない場合は、その場の最高責任者が情報収集を兼務すること。また、避難場所に携帯でき、電池等で動くラジオや携帯電話・スマートフォン、車のステレオ等、複数の機器の利用が重要かと思われます。さらに、ローカルな情報はラジオ等のメディアには乗りにくいので、あらかじめ地域住民等と協定し、LINEやTwitterのようなSNSの利用も検討すべきかと思えます。</p>
12 16 23	<p>災害時に教職員が忙殺される事の1つに、住民等への対応があります。 各裁判では、教職員は児童生徒が学校にいる間は、児童生徒への対応を最優先にすべきことを指摘しております。でも現実には、指定避難所になっていない学校にも避難してきたり、あれこれと教職員に要求する方もおられる中で、児童生徒優先を貫くことは難しいと思えます。 だから、平時から災害時の学校の役割等について繰り返し、様々な方法で地域住民と協議し、周知する努力と、それにも関わらず避難し要望してくる者への対応訓練をしておくべきかと思えます。</p>
避難 訓練	<p>判例を読んでいて感じる事で、緊急時の組織的行動の在り方の課題があります。 緊急事態マニュアルを踏まえての対応を前提として、想定外の出来事に即応できる組織になっているか？ということです。 そのような能力を鍛えるのが避難訓練なのですが、実態として形骸化してはいないでしょうか？訓練の時から「想定外」を組み込むことで、訓練に緊張感を持って取り組めるし、組織として即応力が高まると考えます。</p>
29	<p>スクールバス運行時のリスク対応は、2019年の宮城県名取支援学校の筋ジストロフィー生徒の死亡事故でも明らかなように、現場の判断と行動が非常に重要になります。これは災害時の対応にも通じます。 特に、スクールバスの運行を外部の民間企業に委託している場合、責任の所在や個人情報の管理の面で難しい面があります。平時において、教育委員会、学校、バス運行会社の三社で協議し、その内容を教職員、保護者にも周知し、了解を得ておくことが大切かと思われます。</p>